

大府南中学校 校則等

通学規定	1
緊急時における登下校	2
身だしなみの心得	4
部活動規定	7
生徒会会則	9
生徒会役員選挙	11
委員会規定	13
図書館規定	14
諸 届	15
いじめ・不登校・虐待・非行問題	16

通 学 規 定

通学は安全を第一とし、自らの生命を守る行動を心がける。

1 通学路

登下校は、学校の指定した主な通学路を使う。

各家庭から主な通学路に出るまでの経路は、安全を重視し、個別に設定する。

2 自転車の利用手続き

自転車通学の許可区域は指定しない。

通学や部活動、行事等で自転車を利用しようとする者は、次の規定に従う。

- (1) 自転車通学を希望する者は、「自転車通学許可願」を提出し、許可証の交付を受ける。
- (2) 自転車通学者以外で、部活動や行事等で自転車を利用する者は、あらかじめ顧問や担任に申し出て、許可証の交付を受ける。
- (3) 自転車の利用許可証は、自転車点検表に従って、教職員の監督の下で点検を行い、不備のない者に交付する。なお、一度受けた許可は原則として1年間有効とする。
- (4) 自転車を換えた場合は、改めて自転車点検を受けて、許可証の交付を申請する。
- (5) 行事等で許可証のない自転車を一時的に利用する場合は、許可申請を省略し、責任者となる教職員から許可を受ける。自転車点検表に依らず許可される特例とする。

3 自転車通学許可の取り消し

次の規定が守れない場合は、自転車通学の許可を取り消すことがある。

- (1) ヘルメットを必ず装着する。
- (2) 通学路を守る。
- (3) 信号のない交差点では必ず一時停止し、自転車を降りて横断する。斜め横断をしない。
- (4) 道路交通法を遵守し、信号や道路標識に必ず従う。(特に一時停止を守ること)
- (5) 「並進可」の標識のない道路では、一時的に追い越す場合を除いて原則一列で通行する。
(通学路には並進可の標識はありません)
- (6) 歩道の通行には十分注意し、必ず歩行者を優先する。
- (7) 二人乗り・ながら運転は絶対にしない。
- (8) 日常的に自転車の点検や手入れを行い、不備のある状態で自転車に乗らないこと。

4 安全な自転車の規定

- (1) 不要な改造はしない。
- (2) ドロップハンドルは認めない。
- (3) 停止時に両足がつくサドルの高さである。
- (4) ベル・ライト・前後のブレーキがきちんと作動する。
- (5) 前かご・荷台用ひも・錠・荷台・後部反射板が備えられている。
- (6) 両足スタンドである。
- (7) 防犯登録を受けていること。
- (8) 自転車損害賠償責任保険等に加入していること。

緊急時における登下校について

登校は、常に安全を第一と考えて自らの生命を守るように心掛ける。

1 異常気象・大地震時の安全登校

気象状況やその他の状況により登校に危険が予想される場合は、保護者の判断により、状況を学校に連絡し、自宅で待機する。

2 警報発表時の処置

「大府市」に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合、次の内容に従って行動する。

- (1) 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常通り登校し、給食を実施する。
- (2) 午前6時30分（午前6時30分を含む。）の時点で警報が解除されていない場合は、当日の授業及び給食を中止する。
- (3) 警報が解除されて登校する場合も、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや登校が困難な生徒は登校しなくてもよい。
- (4) 登校途中で警報が発表されたことを知った場合、すぐに帰宅する。身の安全を第一にした行動をする。
- (5) 登校後（在校中）に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された時は、できるだけ早く一斉下校ができるようにする。
- (6) 学校の休業日に警報が発表された場合は、部活動等が予定されていても登校しない。

「大府市」に、大雨警報・洪水警報が発表された場合、次の内容に従って行動する。

- (1) 登校前に大雨警報・洪水警報が発表されている場合、原則平常通り授業を実施する。気象状況や通学路の状態から判断し、休校することもある。
- (2) 通学路が危険な時や登校が困難な場合は、保護者の判断で自宅待機し、学校へ連絡する。
- (3) 登校後（在校中）に大雨警報・洪水警報が発表された場合、気象状況や通学路の状態から判断し、授業等を中止して速やかに下校させることもある。
- (4) 下校時に下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで学校に待機、もしくは、保護者に引き取りをお願いする場合もある。

3 その他異常気象における処置

- (1) その他非常事態が発生した場合や予想される場合も、適切に判断して行動する。
- (2) 担任の先生の指示に従い、下校後安全に帰宅したことを学校に伝える。

4 大規模地震における措置

「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合、次の内容に従って行動する。

- ・原則平常通り授業を実施する。以後の対応については、教育委員会の指示をあおぐ。

「東海地震注意情報」が発表された場合、次の内容に従って行動する。

- (1) 登校後（在校中）の場合、自力または引き渡しにより下校する。弟妹の引き取り者になっている場合は、引き取りに従う。
- (2) 在宅中の場合、自宅待機とする。給食については、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合に準じる。

〈学校再開の条件〉

「東海地震安心情報（警戒宣言に至らず）」が発表、または警戒宣言が解除された場合、次の基準に従って登校する。

- (1) 午前6時30分までに安心情報発表または、警戒宣言が解除された場合は、平常通り授業及び給食を実施する。
- (2) 午前6時30分（午前6時30分含む。）の時点で安心情報が発表されていない場合または警戒宣言が解除されていない場合は、当日の授業及び給食を中止する。

震度5弱以上の大地震が発生した場合、次の内容に従って行動する。

- (1) 登校前の場合は、自宅待機とする。
- (2) 登下校中に大地震が発生した場合は、状況によっては学校または最寄りの避難場所に避難するか、下校する。
- (3) 在校中の場合は、訓練通りに避難し、原則として保護者が引き取りに来るまで、学校に待機する。

5 「Jアラート」を活用した緊急情報が発信された場合

(1) 登校前

ア 安全が確保されるまで、登校を見合わせる。

イ 着弾せず通り過ぎた場合、通過や海への落下を「Jアラート第二報」にて確認後、登校する。

(2) 登校中

ア 屋外にいることが考えられるが、近くの建物の中に移動する。

イ 近くに適当な建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。

ウ 着弾せず通り過ぎた場合、通過や海への落下を「Jアラート第二報」にて確認後、登校する。

身だしなみの心得

中学生として品位を保ち、清潔に心がけ華美にならないようにする。

1 制服について

(1) A 学生服・セーラー服

「標準マーク」のついた規定の制服とする。

衣替え期間は、特に設けない。暑さ・寒さに合わせて健康的に移行していきます。

男子

- 冬 服：黒つめえり学生服（カラーつき）
白のカッターシャツ
金・校章入りボタン
そでボタンなし
- 夏 服：白のカッターまたは、開襟シャツ
- ズボン：黒色、長ズボン、ベルト（黒・茶・紺）
- アンダーシャツ：夏服時は白。冬服時は無地で派手でないもの。

女子

- 冬 服：紺セーラー型、えり白線2本、白無地えりカバー（着用は自由）
- 夏 服：白セーラー型（半袖または長袖）、えり黒線2本
- パーティ：濃緑色（指定）
- スカート：紺色（ベルト止め）、ひだ24本か28本、ゴムベルト（紺）
- アンダーシャツ：無地で派手でないもの。

B ブレザータイプの制服

- 男女でズボン・スカート、ネクタイ・リボンを選択可。

男女共通

- 正 装：ブレザー(胸にワッペン)、白のカッターシャツ、ネクタイ・リボン
- ベルト：黒・茶・紺
- アンダーシャツ：夏服時は白。冬服時は無地で派手でないもの。
- 授業用防寒着：ブレザーの下にセーター、カーディガン等の使用可。
(色は派手でないもの。フードなし。)
- 上着との組み合わせのパターン

		ブレ ザ ー	長 袖 シ ャ ツ カ ッ タ ー	半 袖 シ ャ ツ カ ッ タ ー	市 指 定 ツ ポ ロ シ ャ 半 袖	リ ボ ン ネ ク タイ
上着を着る パターン	A	○	○			△
	B	○		○		△
	C △	○			○	
上着を着ない パターン	D		○			△
	E			○		△
	F				○	

※Cのパターン：夏季は○、冬季は×とする。

夏季（5月1日～10月31日）冬季（11月1日～4月30日）

※ネクタイ、リボンの着用：夏季はどちらでも可。冬季は必ず着用する。

(2) **クールビズ**

○クールビズ期間（5月1日～10月31日）

○体操服生活（半袖、ハーフパンツ、ジャージ）可。新制服のネクタイ・リボンの着用は自由。

(3) **登下校用防寒着**

○指定品のものはない。家庭にあるもので華美にならないものを使用する。各部活動のウインドブレーカーは可。

○冬季に限り、手袋、マフラー、ネックウォーマーの使用も許可する。

(4) **ベルト**

○皮、合成皮革の普通の幅のもの（色は黒・茶・紺）

○女子については、スカート用のゴムベルトでもよい。

(5) **靴・靴下**

○通学靴：白または黒を基調とした運動に適した靴とする。

○上履き：指定ネイビーブルーのスリッパ。

○くつ下：白・黒・紺色・灰色を基調とし、メーカーロゴ等のワンポイントは可とする。

長さの指定はなし。

○ストッキング・タイツ・レギンス：冬季に限り認める。（うすだいたい、黒色の無地のもの。）

(6) **通学用品**

ア カバン

○主カバン：推奨の黒色スリーウェイバッグ

○サブバッグ：指定の黄色ナップサック

使用方法

原則的に主カバンを使用する。用具の多いときは、ナップサックを使用する。

キーホルダー等は付けない。（お守りは可）

イ 雨具

○自転車通学者は合羽を使用する。

2 運動着（いずれも規定のもの）

(1) **体操服**

○白半袖丸首シャツ、ハーフパンツ

白長袖丸首シャツ、ジャージ（上下）

(2) **靴**

○運動場：通学用靴を使用する。

○体育館：体育館シューズ。

3 頭髪

中学生らしく清潔感のある髪型。髪を染めたり、整髪剤等をつけたりしない。

(下記を参考にする)

- 前髪は目にかからない長さ。
- 肩より長いときは束ねる。
- 髪を留めるピンや束ねるゴムは目立たない物（大きさ、色）を使用する。

4 その他

(1) 名札

- 紛失した場合は、担任に申し出て購入する。
- 名札は各自で管理する。防犯上、登下校時は外すか胸ポケットにしまう。

部活動規定

1 目的

自主的な活動を通じて、体育・文化面にその個性を伸ばすとともに、調和のとれた人格の形成を目指す。

2 種類

(1) 運動部

バスケットボール（男子・女子）、ソフトテニス（女子）、サッカー、バドミントン、野球、陸上競技、剣道、弓道、卓球

(2) 文化部

情報・科学、生活、吹奏楽

3 入部・転部

3年間継続して活動することを奨励する。

(1) 1年生は仮入部の段階を経て、入部する。入部は強制しない。

(2) 2・3年生は継続して活動する。

(3) 都合により転部、退部を希望する場合は、学級担任、部活動顧問と相談する。

4 活動

(1) 各部の活動は、顧問の先生とその部員が話し合いの上、年間計画を立てて行う。

(2) 朝練習は行わない。

(3) 部活動の終了時刻は、下記の最終下校時刻を守るように定める。

月	最終下校	月	最終下校
4月～9月	17:30	2月	17:00
10月	16:45	3月	17:30
11月～1月	16:30		

※11月～1月については、日没が早いので、必要最低限の課外活動にとどめる。

(4) 原則として次の場合は部活動を中止する。

○定期テスト1週間前からテスト終了日まで

○警報が発表されたとき

○WBGTや気温が規定に達したとき

(5) 活動時間

○平日2時間程度

○休日3時間程度とする。

5 休養日の確保について

・平日の内、最低1日は休養日とする。

・週休日（土曜日と日曜日）のうち、最低1日は休養日とする。

・週休日（土曜日と日曜日）の練習は半日以内とする。

※公式試合や練習試合などで1日実施した場合や、土・日曜日を連続して実施した場合は、その前後の週で必ず振り替えの休養日を設定する。

6 その他

- (1) 持ち物は、本人が責任をもって管理・保管する。
- (2) 用具は、部員全員で責任をもって管理、保管する。
- (3) 部室は、着替えのみに使用し、許可された物以外の私物を置かない。
- (4) 熱中症対策として
 - スポーツドリンクの持参を許可する。
 - 可能な限り水筒に入れて持参すること。
 - 健康面を考え、水で薄めたり、お茶や水と一緒に飲んだりすることが望ましい。

生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は大府南中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は自立的精神に基づく活動を通じ、学校ならびに地域社会と協力して、生徒の資質を向上し、あわせてその福祉を増進するとともに、生徒が進んで学校行事に参加するよう努力することをもって目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会会員は大府南中学校生徒とする。

第4章 役 員

第4条 本会の役員は会長1名、副会長2名、書記会計4名とする。

第5条 役員は全会員の参加し得る直接秘密投票により決定する。

第6条 役員の任期は前期（4月～9月）、後期（10月～3月）とする。選挙は役員の任期が終わる日の前、30日以内に行う。

第7条 役員は執行委員となり、生徒会執行委員会を構成し、議案の作成、議会運営、その他重要な自治活動の企画をする。この場合教行委員が必要と認めるときには、関係議員や委員長の出席を求めることができる。

第8条 会長は生徒会を代表し、執行委員会の長として予算案及びその他の議案を議会に提出するとともに議会で決定した事項の実施にあたる。

第9条 会長がその資格を失ったときは副会長が会長となる。

第10条 書記会計は議会の議事録を作成し、生徒会活動の各種の記録をとり、その保管にあたる。

第11条 書記会計は、本会の会計経理をつかさどるとともに予算の編成ならびに会計報告をする。

第12条 全会員の3分の2以上の要求がある場合は3週間以内に役員の改選をしなければならない。

第5章 総 会

第13条 総会は原則として毎年1回定例総会を開く。更に会員の3分の1以上の要求があるときは、会長は臨時総会を召集しなければならない。

第14条 総会は次のことらについて行う。

- (1) 会則の制定及び改正
- (2) 会の活動計画、会務の報告
- (3) 予算、決算の承認
- (4) その他本会の目的達成に必要なこと

第6章 議 会

第15条 議会は本会の目的を達成するために必要な規則を決定することができる。

第16条 議会は各学級より選出された議員男女1名でこれを組織する。議員の任期は役員任期に準ずる。

第17条 議会は月1回以上開く。

第18条 執行委員は臨時議会の召集を決定することができる。総議員の4分の1以上の要求があれば執行委員は直ちに臨時議会の召集しなければならない。

第19条 議会は総議員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。議事はこの会則で定める場合を除いて出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第20条 議会は議長その他の委員を選出する。

第7章 会 計

第21条 本会で運営に必要な経費は総会の承認を得て全会員よりこれを徴収する。

第22条 本会の会計を処理する権限は議会の決定に基づいてこれを行使しなければならない。

第23条 執行委員会は毎会計年度の予算を作成し、議会に提出してその審議を受け議決を経なければならない。会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 委 員 会

第24条 本会の目的達成を円滑にするため委員会をおく。委員会の種類、構成及び任務については規則で別にこれを定める。

第9章 顧 問

第25条 本会には顧問をおく。顧問は、本会の活動に対して助言指導を行う。

第10章 最高決定権

第26条 生徒会のいかなる問題に対しても最高決定権は、校長にある。

第11章 改 正

第27条 本会則の改正は、総議員の3分の2以上の賛成で議会がこれを承認し、総会に提案してその過半数を必要とする。

第12章 附 則

第28条 本会則は平成8年5月29日より施行する。

大府市立大府南中学校 生徒会役員選挙管理規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、生徒会会則に基づき、これを定める。

第2条 この規程は、生徒会役員選挙が公明適正に行われ、生徒会の健全な発達を目的とする。

第2章 選挙管理委員会

第3条 生徒会役員選挙管理委員会(以下、選挙管理委員会という)は各学級より男女1名ずつ選出された委員によって構成され、委員長1名、副委員長1名を決定する。

第4条 選挙管理委員は自ら立候補、または特定の候補者を応援することはできない。立候補する場合は、選挙管理委員の代理を立てる。

第3章 選挙権および被選挙権

第5条 前期役員選挙は1・2年生徒会役員、後期役員選挙は全生徒会会員が選挙権と被選挙権を有する。

第4章 立候補の届出

第6条 生徒会役員の定数は、会長1名、副会長2名、書記会計4名とする。

第7条 立候補者は、立候補届け出用紙に推薦者20名を記載する。推薦者20名のうち1名を推薦責任者として擁立し、期日までに選挙管理委員長に届け出なければならない。その際、同一役職において複数の立候補者の推薦者になることはできない。

第8条 立候補者のない場合は、学級からの推薦により立候補者の選出をする。

第5章 選挙運動

第9条 選挙運動は立候補届出締切日から投票日までとする。

第10条 立候補者は次の選挙運動を行うことができる。

- (1) 選挙管理委員会で規定されたポスターの校内掲示
- (2) 推薦責任者立会いの上、選挙管理委員会で規定した範囲・時間内での演説
- (3) 選挙管理委員会で開催する立会演説会

第11条 選挙運動は品位を保ち、公正に行わなければならない。選挙運動において、次の項目に違反する場合、選挙管理委員会は選挙運動を停止、または立候補を取り消すことができる。

- (1) 他人に迷惑をかける場所や学校外での運動
- (2) 他の立候補者を傷つける運動
- (3) 投票を強要する運動
- (4) 選挙管理委員会から支給された物品以外を使用した運動

第6章 投票および開票

第12条 投票の場所および時間は選挙管理委員会が定める。

第13条 選挙は全生徒会会員の3分の2以上の有効投票によって成立する。

第14条 投票は無記名投票とする。

第15条 立候補者の数が定数と同じ場合は、信任投票を行う。信任には有効投票数の過半数を必要とする。不信任の場合は再選挙を行う。

第16条 開票の結果、有効投票の最多数を得た者より順次当選とする。

第17条 得票数が同数の場合、決選投票を行う。

第18条 次のような場合は無効票とする。

- (1) 規定の投票用紙以外を使用した場合
- (2) 記入方法を誤った場合

(3) 決められたこと以外のことを記載した場合

第19条 投票において、みだりに大声を出したり乱暴な行動をとったりする等、投票所の秩序を乱す行動のある者は選挙管理委員会から注意を与え、注意を聞かぬ者については投票用紙を没収し投票所より退出しなければならない。

第20条 開票は、選挙日に選挙管理委員会が行う。

第7章 付 則

第21条 この規程は、平成8年5月29日より施行する。

第22条 この規程の改正は、生徒議会の3分の2以上の賛成をもって成立するものとする。

委員会規定

- 1 委員会は、常時活動を行う。また、特に定める外は、定期的に顧問の出席のもとに開く。
- 2 委員会の決定事項は、原則として生徒議会の議決を経て実施される。
- 3 各委員会には委員長、副委員長を設ける。委員長、副委員長の選出は、委員の互選による。
- 4 委員会の構成と任務は次のとおりである。
 - (1) 総務委員会
生徒会執行部と生徒議会議員で構成し、生徒会活動についての審議を中心に行い、決定事項を学級に伝達する。また、学級の生徒の意見を生徒会へ伝達する。
 - (2) 学年委員会
学年ごとに学級委員がこれを組織し、学年の運営に関する活動を行う。
 - (3) 生活委員会
よい校風づくりに努め、風紀向上・改善に関する活動を行う。
 - (4) 交通委員会
交通安全思想の啓発に努め、交通安全行事に関する活動を行う。
 - (5) 運動委員会
体育施設の管理・維持に関する活動を行う。
 - (6) 美化委員会
校地・校舎の環境美化に努め、清掃や資源リサイクルに関する活動を行う。
 - (7) 広報委員会
生徒会活動・学級活動・地域における催しの広報に関する活動を行う。
 - (8) 緑化委員会
環境緑化の啓発に努め、樹木や花壇の維持・管理に関する活動を行う。
 - (9) 保健委員会
健康安全思想の啓発に努め、学校保健に関する活動を行う。
 - (10) 図書委員会
読書の推進に努め、図書館の管理運営に関する活動を行う。
 - (11) 給食委員会
健康な食生活の推進に努め、学校給食に関する活動を行う。
 - (12) 放送委員会
学校放送の企画・運営に関する活動を行う。

図書館規定

- 1 館内の閲覧方法は次のとおりとする。
 - (1) 閲覧の場所は、図書館内を原則とする。
 - (2) 図書の貸し出し時間は、次のとおりとする。

平日の昼放課及び帰りのS T後

※開館時間 昼放課 13:20~13:30 (13:00~13:10)

帰りのS T後 S T終了後20分間
- 2 館外貸し出しの方法は次のとおりとする。
 - (1) 手を清潔にして図書館に入る。
 - (2) 本を探す。
 - (3) 本をカウンターで提示し、学年、クラス、出席番号、名前を伝える。
 - (4) 図書委員に貸し出し手続きをしてもらう。
- 3 1人2冊まで、1週間借りることができる。
- 4 蔵書点検や長期休暇前などで貸し出し、返却の期間が変更される場合は、係の先生の指示に従う。
- 5 借りた図書を紛失したり、破損したりした場合は、係の先生にすみやかに申し出る。
- 6 図書は必ず図書委員から借りて、図書委員に返すようにする。
- 7 土曜・日曜・祝日・長期休暇中は休館とする。

諸 届

- 1 欠席・遅刻をする場合は、保護者が Home & School を使って連絡をする。
(受付時間以外は電話での連絡も可)

- 2 忌引きは、下記の日数が認められる。

父母	7日間	兄弟姉妹	3日間
祖父母	3日間	伯叔父母	1日間
曾祖母	1日間		

※葬儀が遠方の場合、往復日を加えることができる。

- 3 アルバイトは認めない。

いじめ・不登校・虐待・非行問題・・・
一人で悩まないで相談しましょう！

子どもSOSほっとライン24(毎日24時間)	
	なやみ言おう
全国共通ダイヤル	0120-078310
こころの電話	052-261-9671

☆公的機関の相談窓口

- 大府市いじめ悩み事電話相談
0120-783-171(平日9:00～16:00)
- 大府市教育支援室レインボーハウス
0562-44-9400
- 大府市教育委員会学校教育課
0562-46-3332
- 愛知県総合教育センター教育相談
0561-38-2217(平日9:00～17:00)
- 愛知県教育委員会生涯学習課
052-961-0900(平日9:00～16:00)
- いじめ・不登校相談窓口[知多教育事務所]
0569-21-0900(平日9:00～16:00)
- 知多児童障害者相談センター
0569-22-3939(平日8:45～17:30)
- 子ども・家庭110番[愛知県児童相談センター]
052-953-4152(平日9:00～17:00)
- 子どもの人権110番[法務省]
0120-007-110(平日8:30～17:15)
※電子メールによる相談も受付

☆警察の相談窓口

- 少年サポートセンター(半田)
0569-23-2610(平日9:30～16:00)
- 少年サポートセンター被害少年相談
0120-7867-70または052-764-1613※FAX可
(平日9:00～17:00)
- ヤングテレホン[愛知県警察本部少年課]
052-764-1611(平日9:00～17:00)
※電子メールによる相談も受付
- 東海警察署生活安全課少年係
0562-33-0110

☆その他の相談窓口

○チャイルドラインあいち

0120-99-7777(毎日16:00～21:00)

○愛知県弁護士会名古屋法律相談センター

052-586-7831(土曜9:45～17:15)

○CAPNAホットライン

052-232-0624(月曜～土曜10:00～16:00)

○いのちの電話

052-931-4343(毎日24時間)

※インターネット相談あり

あなたのことを待っている人が、こんなにもたくさんいます。
一人だと思わないで。